

さいたま市告示第 1 2 7 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3 及び支援法第 1 4 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 3 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（新規）

名 称	所 在 地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団孝寿会 メディカルライフ大宮クリニック	さいたま市大宮区上小町1151-1	医療法人社団孝寿会 理事長 柿沼 三郎	居宅療養管理指導	R07.04.01